

# 県税のあらまし

直接税

## 県民税

- 個人の県民税 …… 県内に住所のある個人に課税されます。  
 法人の県民税 …… 県内に事務所・事業所のある法人に課税されます。  
 県民税利子割 …… 金融機関から利子等の支払を受けるときに課税されます。  
 その他県民税には、上場株式等の配当等の支払を受けるときに課税される「県民税配当割」、源泉徴収選択口座内において、上場株式等を譲渡した場合、その対価に対して課税される「県民税株式等譲渡所得割」があります。

## 事業税

- 個人の事業税 …… 事業を行う個人の前年中の所得に課税されます。  
 法人の事業税 …… 事業を行う法人の各事業年度の所得等に課税されます。  
 不動産取得税 …… 土地や家屋を取得したときに課税されます。  
 自動車税環境性能割 …… 自動車(軽自動車を除く。)を取得したときに課税されます。  
 自動車税種別割 …… 自動車(軽自動車を除く。)を所有している方に課税されます。  
 鉱区税 …… 県内に鉱区をもっている鉱業権者に課税されます。  
 固定資産税 …… 市町村でかかる固定資産税(償却資産)のうち、一定額を超えるものに課税されます。  
 狩猟税 …… 鳥獣の保護等に要する費用に充てるため、狩猟者の登録を受ける方に課税されます。

間接税

- 地方消費税 …… 事業者の販売する商品やサービスに対して消費税と併せて課税されます。  
 県たばこ税 …… 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じて課税されます。  
 ゴルフ場利用税 …… ゴルフ場の利用者に課税されます。  
 軽油引取税 …… 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに対して課税されます。

- ◎ 神奈川県が課税している上記の県税のうち、事業税、自動車税種別割、不動産取得税についてご紹介します。なお、各税目の詳細は、お近くの県税事務所へお問い合わせください。

## ■事業税

この税金は、事業を行う際に利用する道路等の公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくもので、個人に課税される個人の事業税と法人に課税される法人の事業税とがあります。

## ●個人の事業税

個人の事業税は、県内で事業を営んでいる個人に課税されます。

第1種事業(物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、飲食店業、請負業等) … 5 % (税率)

第2種事業(畜産業、水産業等) ……………… 4 % (税率)

第3種事業(医業、弁護士業等\*) ……………… 5 % (税率)

\* あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業等は 3 %

## (個人の事業税額の計算)

$$\left[ \text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額} \right] \times \text{税率} = \text{事業税額}$$

## ●法人の事業税

法人の事業税は、県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人(人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているものを含む。)に課税されます。

## (法人の事業税額の計算 (外形標準課税対象法人\*を除く。))

$$\text{所得金額} \times \text{法人の種類、所得金額ほかによって区分された税率} = \text{事業税額}$$

\* 資本金が 1 億円を超える法人 (公益法人等は対象外)

## ■自動車税種別割

自動車税種別割は、県内に主たる定置場のある自動車の 4 月 1 日（賦課期日）現在の所有者に課税されます。税額については、自動車の種類、用途、排気量等によって年税額が定められていますが、年度の中途中で廃車・新規登録等をした場合は次のとおり月割りの税額になります。

- 4 月 1 日後に廃車をした場合………4 月から廃車をした月まで
  - 新規登録をした場合……………新規登録をした月の翌月から 3 月まで
- ※ 原則として、4 月 1 日後に県内又は県外へ移転した場合は、月割り課税とはなりません。

## ■不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した方に課税されます。

## (不動産取得税額の計算)

$$\text{取得時の不動産の価格} \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

税率は、土地・住宅は 3 % (令和 6 年 3 月 31 日までの取得)、住宅以外の家屋は 4 %。なお、宅地評価土地（宅地及び宅地の価格を基に評価される土地）を令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得した場合の不動産の価格は、その土地の価格の 2 分の 1 とする負担調整措置が講じられています。

- 不動産の価格は「適正な時価」とされ、実際の購入価格ではなく、具体的には次の価格をいいます。
  1. 土地や家屋を売買・交換・贈与等により取得した場合  
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
  2. 新築や増改築した家屋又は埋立等が行われた土地を取得した場合  
県が調査して、総務大臣の定める固定資産評価基準により評価した価格をいいます。
- 住宅及び住宅用土地の取得について、要件に当てはまる場合は控除又は減額の特例措置があります。

## ■神奈川県の税に関するホームページ「県税便利帳」もご利用ください。

アドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/index.html>

## ■市内の県税事務所

名 称	管 轄 区	所 在 地	電 話	最 寄 り の 駅
川崎県税事務所	川崎・幸	〒210-8562 川崎区東田町8 パレール 三井ビルディング20階	044-233-7351(代)	J R 川崎駅 京浜急行線京急川崎駅
高津県税事務所	中原・高津・宮前 多摩・麻生	〒213-8515 高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口2階	044-833-1231(代)	J R 南武線武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町線溝の口駅